

14	《質問事項》 在住外国人への支援について	担当部課	市民部市民課
----	----------------------	------	--------

《質問要旨》

- (1) 市民窓口における翻訳サービスの利用状況は。
- (2) 在住外国人への支援の課題及び今後の方策は。(担当部課：企画政策部企画政策課)

《回答》

14 (1) について

翻訳サービスにつきましては、4月から市民相談窓口係に翻訳機を設置し、4月に6件、5月は21日までに5件の利用がありました。

主な利用内容は、市民窓口係や保険年金課におきまして、制度内容や各種手続についての説明となっております。

15	《質問事項》 傷病手当金について	担当部課	市民部保険年金課
《質問要旨》 新型コロナウイルス感染者の国保加入者に対する救済のための国民健康保険条例の一部改正が4月23日の臨時会議において可決されたが、自営業者及び従業員に適用されるのか。			
16	《質問事項》 国民健康保険について	担当部課	市民部保険年金課
《質問要旨》 (1) 感染症の影響で減収となった場合の国保税の減免をどのように実施するのか。 (2) 4月臨時会議で改正された傷病手当の対象者に、自営業者も含めるべきと考えるがどうか。			

《回答》

15及び16(2)について

今回の傷病手当金の対象者は、被保険者のうち、被用者であり、正規、非正規に関わらず、雇用され給与、賃金又は時給を受けている方となります。その他、自営業者であっても、青色専従者については、該当となりますが、その他の自営業者や農業者については、対象外となります。

対象者を被用者としたことは、新型コロナウイルスに感染又は発熱などの症状により感染が疑われているにも関わらず、労務に就かなければならない方に対し、休みやすい環境を整備し、国内における更なる感染の拡大をできる限り防止するためであり、この観点から保険者に傷病手当金の支給を促し、その費用を国が緊急的・特例的な措置として財政支援を行うとしたところであります。

16(1)について

国民健康保険税の減免につきましては、傷病手当金と同様、国の財政支援を基本として、本市においても、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少した被保険者に係る国民健康保険税減免取扱基準を定め、取扱いを開始したところであります。

減免対象の保険税は、令和元年度及び令和2年度分で令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期が設定されているものとなります。周知方法については、ホームページ、広報及び7月発送の当初納税通知書に案内を同封する予定で、申請を予定されている方については、必ず事前にご連絡、ご相談をいただき、順次受付を行っております。

なお、対象世帯につきましては、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯、または新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、給与収入、不動産収入及び山林収入）の減少が見込まれ、一定の要件に該当する世帯、のいずれかに該当する世帯となります。

17	《質問事項》 市税の納付期限の一律延長について	担当部課	市民部課税課
《質問要旨》 固定資産税・都市計画税及び軽自動車税にかかる納付期限の延長ができないか。			

《回答》 17について 市税の納付期限については、あきる野市賦課徴収条例により、災害その他やむを得ない事情がある場合に、地域、期日等を指定した一律の延長又は申請に基づく個別の延長ができると定められています。 今般のコロナウイルス感染防止対策においては、個々の納税者によってその影響がまちまちであることから、一律の延長ではなく、個別の延長により対応しております。 なお、これまで納付期限の延長に際しては、災害による資産への損害や帳簿書類の滅失などの直接的な被害を「災害その他やむを得ない事情」としておりましたが、体調不良により外出を控えている場合など、コロナウイルス感染症の影響による申請であれば、「災害その他やむを得ない事情」として、柔軟に対応してまいります。
--